

令和7年5月26日から 戸籍へ振り仮名を載せる制度が はじまります

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正をする法律」（以下「改正法」）が成立、6月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでした。が、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになりました。



振り仮名が記載されるまでの流れ

1 本籍地の 市区町村長からの通知

戸籍に氏名の振り仮名を記載するために、令和7年5月26日（改正法の施行日）以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載することになる氏名の振り仮名をお知らせする通知を郵送します。

この通知は、住民票に記載されている振り仮名（市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報）等を参考に作成します。
注意）住民登録している自治体ではなく、**本籍地の自治体から通知が送付**されます。

きます。

なお、「2」の届出を行った後に氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるメリット

行政のデジタル化の
推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でもさまざまな字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していたところ、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができます。

送付されましたら必ず内容をご確認ください。もし認識と違う振り仮名が記載されていた場合は、必ず「2」の届出を行ってください。

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
①～④の方が個別に届出可能です。 （未成年者については、籍権者からの届出も可能です。）		

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は
必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏名の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

2 氏名の振り仮名の届出

令和7年5月26日から8年5月25日（改正法の施行日から1年間）に限り、氏名の振り仮名の届出が可能になります。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。

①「1」の通知の振り仮名が**ご自身の認識と違っている場合は必ず届出**をしてください。

②「1」の通知の振り仮名が**正しい場合、届出は不要**です。通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます（令和8年5月26日以降に実施予定）。
早期の戸籍への記載を希望される方は、振り仮名の届出をすることができます。

なお、この制度開始することが可能な場面が多くなります。

各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがあります。したが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、このような行為を防止することができます。

戸籍の振り仮名制度について、より詳しく知りたい場合は、法務省ホームページの「戸籍にフリガナが記載されます」をご参考ください。

法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp>

■お問い合わせ
町民生活課総合窓口係
☎4-2511
内線116・117

後に出生届や帰化届等により、初めて戸籍に記載される方は、出生届や帰化届の届出時に併せて振り仮名を届け出ること、振り仮名が記載されます。

届出は書面でもマイナポータルからでも可能です。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

3 市区町村長による 氏名の振り仮名の記載

「2」の届出がなかった場合、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、令和8年5月26日（改正法施行日から1年）以降に、「1」の通知の振り仮名を戸籍に記載します。

「2」の届出がなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずにご自身の届け出のみで変更をすることがで

（戸籍の写しイメージ）

全部事項証明	
本 籍 名	○○市○○区○○町○○丁目○○番地
氏 名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記録されている者	
【名】太郎	【名の振り仮名】タロウ

**フリガナを
記載します**

本人確認資料としての利用

氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになります。本人確認資料として用いることができますようになるほか、正確に氏名を呼称す